

法務局地図作成事業について(お知らせ)

R7. 10

千葉地方法務局では、令和7年度及び8年度の法務局地図作成事業として、成田市土屋地区(成田市土屋の一部地区)において、不動産登記法第14条第1項に規定する精度の高い地図を新たに作成することになりました。

つきましては、本事業に御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

◆地図作成の目的

現在、法務局に備え付けられている地図の多くは、「地図に準ずる図面(公図)」ですが、この公図は、現地の形状と一致しないものや公図上の土地の境界(筆界)の位置について現地復元性が低いものが多い状況にあります。

このような理由から、地図が備え付けられていない地域については、道路・下水道整備などの公共事業、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは災害復旧等に問題が生じています。

そこで、千葉地方法務局では、これらの問題を解決するために、土地一筆ごとの境界(筆界)を確認の上、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作成することとしています。

◆地図作成の効果

- 1 各土地の筆界点が「公共基準点」に基づく国家座標値を持ちます。この結果、現地復元性を保持することとなり、街づくりや災害復旧に威力を発揮します。
- 2 それぞれの土地所有者の皆様には、国家座標値に基づいて作成された地積測量図を交付します。
- 3 国家座標による位置の特定ができますので、境界紛争がなくなり、安心して土地を管理することができます。

◆作業期間等

作業期間:令和7年11月から令和9年3月まで

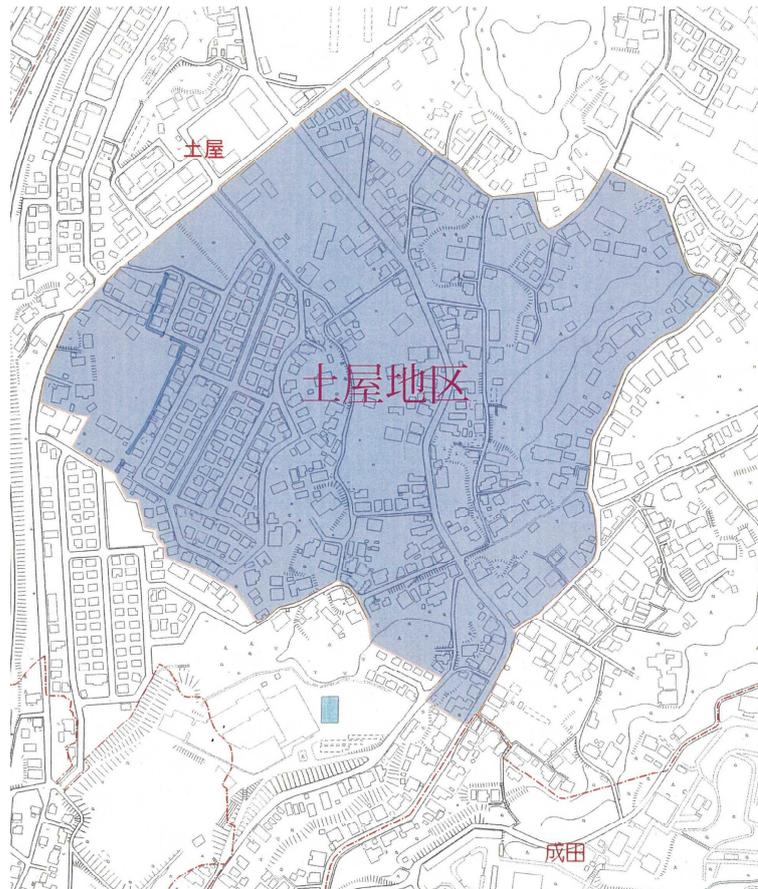
計画機関:千葉地方法務局

作業機関:公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

◆事業対象地区

成田市土屋地区

(約0.20km²)



◆お問合せ・連絡先

〒270-2251

松戸市金ヶ作24番地1 第五泉ビル201号室

千葉地方法務局登記所備付地図作成現地事務所

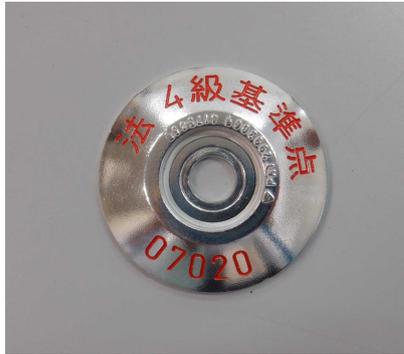
電 話 047-386-2930

業務時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日、年末年始は除く)

◆地図作成の流れ(概要)

1) 基準点測量(令和7年11月から令和8年1月)

- ◎ 地図作成に当たって骨組みとなる大切な測量です。土地一筆ごとに実施する一筆地測量のよりどころとなるものです。
- ◎ 実施区域内及びその周辺に設置されている公共基準点を基に、同区域内の公共用地及び民有地に4級基準点を設置します。



2) 現地・境界点調査・復元測量(令和8年1月から4月)

- ◎ 土地一筆ごと地目や利用状況を調査し、境界標の探索を行います。
- ◎ 現況を調査・測量して、地積測量図等の資料に基づき境界点の位置を検討します。
- ★ 土地所有者の皆様にお声かけの上、所有地に立ち入らせていただくことがあります。

3) 一筆地調査(令和8年5月から8月)

- ◎ 土地所有者又はその代理人の皆様の現地立会いの下、土地一筆ごとにその境界や地番・地目を調査します。
- ◎ 立会調査において境界等を確認した場合には、土地所有者又はその代理人の皆様に土地調査書への署名・押印をお願いします。
- ◎ 一筆地調査が終わり次第、作業機関が順次測量します。
- ★ 土地所有者又はその代理人の皆様には、現地での立会いをお願いします。

4) 面積計算・地図作成(令和8年10月から11月)

- ◎ 測量の成果に基づいて土地一筆ごとに面積を計算し、実施区域内の土地にかかる地図(縮尺500分の1)を作成します。

5) 縦覧・異議申立(令和8年11月)

- ◎ 測量の成果に基づき作成した「地図の原図」や「地積等調査一覧表」を一定

期間を定めて土地所有者の皆様にご確認させていただきます。

その際に、相違箇所等があれば申し出てください。

6) 職権登記(令和9年1月から2月)

- ◎ 地目や地積が従前の登記記録(登記簿)と一致しない場合は、登記官が職権により登記を行います。
- ◎ あわせて、地図及び土地一筆ごとの地積測量図を法務局に備え付けます。

7) 地積測量図を所有者の皆様へ郵送(令和9年2月)

- ◎ 筆界が確定した土地については、地積測量図を土地所有者の皆様へ郵送します。